



エーザイ豊友会会則・内規

エーザイ豊友会

〒112-8088

東京都文京区小石川4丁目6番10号

ラ・ペックス小石川

電話番号 (03)3817-5306, 5310

FAX 番号 (03)3817-5307

メールアドレス hoyukai@nifty.com

ホームページ hoyukai.life.coocan.jp

エーザイ豊友会会則

(名称)

第1条 会の名称は、エーザイ豊友会(以下「本会」)とする。

(目的)

第2条 本会は、エーザイ豊友会会員(以下「会員」)の相互の親睦と扶助、会員とエーザイ株式会社の役員・社員との親睦を図るとともに、エーザイ株式会社との関係を緊密にし、相互の繁栄を目的とする。

(会員)

第3条 本会の会員は、エーザイ株式会社に社員または役員として在籍した者で、次の各号のいずれかに該当し、本人が入会を希望し、入会手続きをとった者とする。

- (1) 定年時退職者
- (2) 役員を任期満了で退任した者(引き続き社員として在籍する場合は除く)
- (3) 勤続20年以上で円満退職した者
- (4) その他、本部理事会で認めた者

(入会)

第4条 本会に入会する者は、所定の手続きをとり入会金および年会費を納める。

(役員)

第5条 本会本部には次の役員を置く。

- (1) 会長(1名) …… エーザイ株式会社社長または会長もしくはその経験者
- (2) 理事長(1名) …… 理事に推薦された会員で、会長の承認を得た者
- (3) 理事(30名以内) …… 会員の中から推薦され、本部理事会の審査を経て会長の承認を得た者
- (4) 事務局長(1名) …… 理事長が指名した理事が、会長の承認を得て兼務する。
- (5) 監事(3名) …… 理事の中から推薦され、本部理事会の審査を経て会長の承認を得た者

(役員の仕事)

第6条 役員の仕事は次のとおりとする。

- (1) 会長は本会を代表する。
- (2) 理事長は会長を補佐し会務を統括し、本部理事会を招集する。
- (3) 理事は理事会の構成員となり、本会の運営に必要な事項の協議決定に参画する。
- (4) 事務局長は本会の事務を統括する。
- (5) 監事は本会の財産および業務執行の状況を監査する。財産の近況または業務の執行につき、非違を発見したときは、その都度本部理事会の招集を理事長に要求することができる。

(役員の仕事)

第7条 役員の仕事は4月1日より2年とし、再任をさまたげない。

(会議体)

第8条 本会には次の会議を置く。

- (1) 本部理事会 …… 理事をもって構成し、本会の事業方針、年度事業計画、収支予算書などを協議決定し、支部総会に報告する。

- 監事は理事会に出席する。
- (2) 全体総会 …… 原則として5～10年ごとに開催し、本部理事会決定事項につき報告する。全体総会が開催されない年度においては、会報上で報告する。

(支部)

第9条 本会の運営を円滑に行うため支部を置く。

2. 支部は、原則としてエーザイ株式会社事業所の周辺地域の会員10名以上の要望があったものについて、本部理事会で審査し、会長の承認を得て発足する。
3. 支部の設置・運営等についてはエーザイ豊友会内規に定める。

(事業内容)

第10条 本会は第2条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 会員懇親会
- (2) 会報の発行
- (3) 会員名簿の作成
- (4) 会員の慶弔に関する事項
- (5) 会員とエーザイとの交流に関する事項
- (6) 同好会の開催
- (7) 「豊友クラブ」の運営
- (8) その他、理事会で決定した事項

(運営)

第11条 本会の運営は、入会金、年会費、臨時会費およびエーザイ株式会社の協賛金をもってこれにあてる。

- (1) 入会金 …… 入会時に豊友会内規に定める所定額を会員より徴収する。
 - (2) 年会費 …… 豊友会内規に定める所定額を会員より徴収する。
 - (3) 臨時会費 …… 会員親睦会などを開催するとき、その都度必要額を出席者より徴収する。
 - (4) 協賛金 …… エーザイ株式会社からの協賛金による。
2. 本会は寄付金を受けることができる。
 3. 会費等の改定は本部理事会で決定する。
 4. 本会の会計についてはエーザイ豊友会会計規程に定める。

(退会)

第12条 次の場合は退会とする。

- (1) 会員が死亡したとき。
- (2) 会費の未納入が2年続いたとき。
- (3) 会員から申し出があったとき。
- (4) 本会の名を著しく汚したと本部理事会で判断されたとき。
- (5) 支部長の判断により休会扱いとする場合がある。

(事務局の設置)

第13条 本会の活動を推進するためラ・ペックス小石川に本会の本部事務局(以下「本部事務局」という)を置く。

2. 本部事務局には事務局員を置く。
3. 本部事務局は本会の活動にかかわる記録を作成し保管する。

(会計年度)

第14条 会計年度は毎年4月1日から翌年の3月31日までとする。

(会則の改廃)

第15条 本会会則の改廃は本部理事会の決定による。

(実施)

第 16 条 本会則は昭和 59 年 10 月 1 日より仮実施し昭和 60 年 4 月 1 日より本実施する。

第一回改定	平成	3年	4月	1日	第二回改定	平成	7年	4月	1日
第三回改定	平成	11年	4月	1日	第四回改定	平成	13年	4月	1日
第五回改定	平成	14年	4月	1日	第六回改定	平成	17年	4月	1日
第七回改定	平成	18年	4月	1日	第八回改定	平成	24年	9月	10日



エーザイ豊友会内規

(目的)

1. 本内規はエーザイ豊友会会則、第10条・第11条に定める事業および運営につき、その円滑な進行を図ることを目的とする。なお、「豊友クラブ」の運営については、別に定める内規による。

(事業運営)

2. 各事業は次のとおり運営する。
 - (1) 親睦会は総会時等に開催する。
 - (2) 会報は毎年発行する。
 - (3) 会員名簿の作成は原則として年に2回とする。会員名簿は本部事務局に保管し、個人情報漏洩防止に留意する。会員への配布は行わない。なお、会員は住所等に変更が生じた場合は、速やかに本部事務局に連絡する。
 - (4) 慶弔見舞など
 - (イ) 会員が次の年齢に達するとき、長寿を祝って記念品を贈呈する。
喜寿祝(満77歳)
 - (ロ) その他、会員に特別な慶事があったときは、これを祝って記念品を贈呈することがある。
 - (ハ) 会員が死亡したときは、弔電(会長名)を供する。
 - (二) 災害・病気見舞
災害(火災・洪水・地震など)にあった場合1万円。けが・病気で入院4週間以上の場合、1万円。ただし、いずれも1回限りとする。
 - (5) 保養所の利用
会員およびその家族は、エーザイ株式会社の保養所を利用することができる。
 - (6) 豊友会の同好会は、会員の自己負担と自主運営とする。新たに同好会を設立する場合は以下の条件を充たし、支部役員会で承認されかつ理事長の認定を得るものとする。
 - (イ) 10名以上の参加が見込まれていること。
 - (ロ) 主催者または責任者がいること。
 - (ハ) 会の主旨と活動計画・内容を発足の2カ月前までに支部事務局に提出すること。
 - (ニ) 参加可能な他の会員にも知らせ、自由に参加できること。
 - (ホ) 活動結果は少なくとも年1回支部役員会および会報に報告すること。認定された同好会は以下の援助が受けられる。
 1. エーザイ施設の利用。
 2. 奨励費の支給を受けられる場合がある。(支部会計から)
 - (7) その他必要に応じ、その都度検討する。

(入会金および年会費)

3. 入会金および年会費は次のとおりとする。
 - (1) 入会金は1人につき2万円とし、入会時に徴収する。
 - (2) 年会費は1人につき次のとおり徴収する。
年会費は2千5百円とし、原則として4年分を前納する。年会費の請求があった場合には、振込(振込手数料は本人負担)または事務局に持参し遅滞なく収める。途中退会等の場合、前納年会費は返却しない。

(協賛金)

4. エーザイ株式会社から協賛金を受ける場合がある。
 - (1) 年度協賛金
 - (2) 特別な事業を行う場合の臨時協賛金

(支部の設置と運営)

5. 支部は、次のとおり設置し運営する。
 - (1) 北海道支部、東北支部、本庄支部、東京支部、中部支部、関西支部、九州支部を置く。北陸地方は中部支部に、四国地方・中国地方は関西支部に所属する。
 - (2) 支部への加入は会員の希望によるが、重複して加入することはできない。
 - (3) エーザイ株式会社事業所内に支部事務局を設ける場合がある。
 - (4) 支部は支部会則を定め、支部長ほかの役員を置く。
 - (イ) 支部長は支部役員から選任する。
 - (ロ) 支部総会は年1回以上開催する。
 - (ハ) 支部長ならびに東京支部役員と本庄支部の三役は本部の理事を兼ねる。東京支部の監事は本部監事を兼ねる。
 - (5) 支部は自己責任により自主運営をする。
 - (6) 支部の活動は、一定の規準で本部から交付される交付金と、出席する会員より徴収する参加費により運営される。
 - (イ) 支部活動の状況および運営費の出納は、監事の定期監査を受ける。
 - (ロ) 現金と預金通帳および帳票類は支部事務局に保管する。
 - (ハ) 本部から支部への交付金は本部理事会において決定する。
 - (7) 会計年度は毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(内規の改廃)

6. 本内規の改廃は本部理事会で決定する。

(実施)

7. 本内規は昭和 59 年 10 月1日より仮実施し、昭和 60 年4月1日より本実施する。

第1回改定	平成 3年 10月 1日	第2回改定	平成 7年 4月 1日
第3回改定	平成 11年 4月 1日	第4回改定	平成 13年 4月 1日
第5回改定	平成 14年 4月 1日	第6回改定	平成 17年 4月 1日
第7回改定	平成 23年 12月 21日	第8回改定	平成 24年 9月 10日



豊友クラブ運営内規

(目的)

1. 本内規は、エーザイ豊友会会則第 10 条7項に定める「豊友クラブ」の運営について定める。

(名称)

2. 「豊友クラブ」と称する。

(設置場所)

3. 設置場所は、東京都文京区小石川 4-17-6 ラ・ベックス小石川とする。

(利用資格者)

4. 豊友クラブを利用できる者は、エーザイ豊友会会員とエーザイ株式会社の役員・社員とする。ただし、豊友会事務局(以下「事務局」という)が特に認めた者は利用することができる。

(利用日・利用時間)

5. 利用日、利用時間は会社就業日の午前 10 時～午後4時 30 分までとする。

(利用方法)

6. 利用方法は次のとおりとする。
 - ① 個人利用 …………… 利用資格者は特に事前の手続きを経ることなく随時利用することができる。
 - ② グループ利用 …… 豊友会関係の諸会議、諸行事および同好会の打ち合わせ、定例会などで利用する場合は、事前に事務局に申込む。
 - ③ 展示会利用 …… 利用資格者が展示会を開催する場合は、2ヵ月前までに事務局に申込む。
 - ④ パーティーなどの貸切り利用は事前に事務局に申込む。利用時間は午後7時 30 分までとする。利用中止または変更がある場合は、利用申込責任者は遅滞なく事務局に届け出る。

(管理所管および責任者)

7. 豊友クラブの運営は、事務局ならびにエーザイ株式会社福利厚生センターが所管し、施設管理責任者はエーザイ株式会社総務部及びエーザイ豊友会事務局長とする。ただし、就業時間外の管理責任はエーザイ株式会社総務部及び使用責任者、飲食提供会社が負う。

第1回改定 平成 23 年 12 月 21 日

第2回改定 平成 24 年 9 月 10 日